

解 題

- 〔文 書 名〕 ^{おぬきとしお}小貫敏尾家文書（追加分）
〔史料点数〕 11,083点
〔所 在 地〕 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県立文書館
〔関 係 地〕 栃木県芳賀郡茂木町小貫（旧芳賀郡小貫村）

〔概 要〕

1 旧小貫村と小貫家の概要

小貫敏尾家の所在する茂木町小貫（旧小貫村）は栃木県の東南部にあり、八溝山系の山々を境として栃木県と茨城県に分かれ、江戸時代は下野国と常陸国の文字通り国境の地であった。旧小貫村はその分水嶺の西側にあたる中山間地で、周囲は低い山々に囲まれ、村の中心を流れる小川は関東地方では珍しく北に向かって流れていることから逆川と名付けられていて、この逆川を中心に畑や水田が拓けた農山村である。小貫家は小貫村の草分けで代々名主を勤める中心的指導者であった。

明治時代には大区小区制がしかれ、また戸長制や連合戸長制などの行政制度の変遷を経て、明治22年町村制施行と共に小貫村、^{おぬき}深沢村、^{ふかさわ}飯村、^{しい}小山村、^{おやま}木幡村、^{きばた}北高岡村、^{きたたかおか}天子村、^{あまこ}福手村を併せて^{さかがわ}逆川村が成立し、昭和の大合併時の昭和29年茂木町となった。この間、小貫家の当主は戸長や村長、村会議員等の要職を歴任し、江戸時代から引き続いて村の指導者としての地位を占めていた。

2 小貫敏尾家文書の残存状況

小貫敏尾家文書は、総点数18,000点を超える栃木県内屈指の史料群である。現在はそのほぼ全部が栃木県立文書館に収蔵されているが、文書館に入って来た時期や整理の違いから幾つかに分けられる。大きくは①既に寄託契約を結んで文書館で公開しているもの、②新しく搬入整理された文書で、今後寄贈が予定されているものの二つである。

①の文書は更に二つに分けることができる。その1は栃木県史編さん事業のための史料所在調査で発見された文書で、編さん室によって目録が作成され、文書館の設置によって引き継がれ平成2年度に寄託された約6,000点の史料群である。この内約5,500点は既に昭和47年に『栃木県史料所在目録 第2集』で印刷刊行されている。その2は文書館が追加史料として目録を作成し寄託契約が結ばれた約1,300点の史料群である。但し、その1の一部とその2の史料群の目録は、未だ刊行されていないため、文書館の閲覧室にある手書き目録を利用する外にない。この二つの史料群は、平成14年度に改めて一括して寄託契約を結び直し小貫敏尾家文書として文書館で閲覧利用に供している。その目録点数は合計7,294点である。

②の文書は、上記の文書と違って最近小貫家の土蔵を解体する際に新しく発見された史料群で、文書館で整理と目録作成を行い、総点数11,083点が確認された。これが今回『栃木県史料所在目録 第37集 小貫敏尾家文書（追加分）』として刊行したものである。なお、区別するため今回の文書番号の頭にA記号を付した。

3 小貫家文書群の特徴

現在寄託されている小貫敏尾家文書の①のその1の史料群は、主として江戸時代の小貫村名主としての古文書である。小貫村は旧高田領帳によれば約1700石のこの地方としては大村で、最初幕府の直轄地（天領）となったが、江戸中期には天領と4人の旗本知行地として分割され、小貫家はこの真岡代官所の支配する天領の名主を代々勤めている。既に『文書館だより 第7号』に「寄託文書紹介6 小貫敏尾家文書」として概要が紹介された。利用状況は、早くから重要性が指摘されており、『栃木県史』や地元『茂木町史』にも多く利用されている。論文としては『栃木県史研究10』に「農村荒廃下における村方地主の存在形態—下野国芳賀郡小貫村万右衛門家の経営を中心に—」（須永昭著、昭和50年）外がある。また小貫家第11代当主万右衛門（代々襲名）の伝記として『下野の老農 小貫万右衛門』（阿部昭著、昭和57年）がある。小貫万右衛門の書いた農書「農家捷徑抄」は農山漁村文化協会から『日本農書全集 第22』の中に翻刻されている。また明治22年までの戸長時代の小貫村の公文書も多数含まれている。①のその2の史料群は、主として大正から昭和の小貫家当主として逆川村の村長等を勤めた小貫木平氏の関係史料で、その大部分は昭和時代の公私にわたる書簡類である。

②の今回目録第37集として発刊した約11,000点の文書は、①のその1の江戸時代から明治初期の史料群と①のその2の昭和時代の史料群との間に挟まる、すなわち明治時代に小貫家当主として活躍した小貫喜藤二氏に関する史料である。今回の目録の中心でもあるので別項をたてて少し詳しく紹介する。なお、全体の目録整理状況を文末に表-1として示しておく。

4 小貫喜藤二氏の関係史料

小貫喜藤二については、彼の履歴書や事蹟調書などから知ることができる。それによれば、小貫喜藤二は小貫家の嗣子として嘉永4年（1851）に生まれ、村内にある安養寺泰本和尚に学んだ。明治初年小貫村副戸長に任命されて以来近隣数か村を兼務する戸長を歴任し、その間学務委員等の要職も兼ねた。明治22年町村制施行に伴って小貫村など8か村の合併により逆川村の成立を期に一旦村行政から退いたが、1ヶ月後に逆川村長に推され再び村政を担い、一時期を除いて明治33年まで村長を勤めた。また村会議員にも推挙されて大正6年まで間断なく勤め、明治初期から明治末まで一貫して村の行政を指導し、併せてその足跡は近代小学校の建設などの教育の分野ばかりでなく、産業の育成、道路の整備、村有財産の設置、安養寺や小貫二荒山神社の保護育成など多岐にわたっている。

道路の整備事業では、栃木県宇都宮と茨城県水戸を結ぶ県道が小貫村を通っているが、県境の仏山峠が急峻で通行を阻害していることから、茨城県側の片庭村と連携し、自費開鑿を計画し地元村民の労力奉仕や近隣町村の寄付を募って「千辛万苦」を乗り越え明治19年竣工を見た。その記念碑が小貫村側と片庭村側に今でも残っている。続いて奈良駄峠の開鑿や栃越峠の開鑿にも尽力した。

産業の育成では、民業談話会を開いて普通農事を奨励し、管内の地質が麻に適していることからその耕作法を研究するため研修生を先進地の栃木県上都賀郡加藤村星野貞三郎方に派遣し麻の栽培を村内に奨励した。やがて養蚕や葉煙草耕作が換金作物として有利になると麻の栽培は消えていくことになった。

喜藤二が多くの努力を傾注した事業として山林の経営があった。明治維新で小貫村を取り巻く多くの山林が官有地に編入された。明治19年には官有草山54町歩余を部分林として借用し村

内戸数に割り振って優良苗木の植え付けを奨励したのに始まり、同26年にも132町歩余に部分林を設定した。また明治31年には国有林300余町歩を縁故払下申請し多くの証拠書類を提出し15年をかけて成功し村民の分割所有を実現させた。またその全部を分割せず一部を学校林、社寺林の村共有財産として存続させることとした。

政治運動としては、当時横堀三子と星亨が帝国議会の議席を烈しく争っており、名望家である小貫喜藤二も圏外にいられず、芳賀郡内の同志と共に横堀派の一員として各種選挙で活動しているが、本人自身が立候補することは一度もなかった。

これらの公的な活躍を示す史料が多数存在する一方、今回の史料群の大きな特色は小貫喜藤二個人と小貫家に関するいわば個人史料の存在である。喜藤二は7男4女をもうけ、それぞれに教育を受けさせた。殊にまだ県に1、2中学校しか無い時代にすべての男子を中学校に学ばせ、高等教育に進んだ者も多い。これらの子供達と父喜藤二との往復書簡や子供同士の手紙など多数が存在する。長男の信栄は栃木県第一中学校を卒業した後、小貫家の嗣子として家に帰り地元的高等小学校教員となり妻を娶り男子をもうけたところで、日露戦争が始まった。信栄は士官候補生として近衛師団に入営し、少尉、中尉として満州の戦場に赴き、明治38年奉天方面で戦死した。小貫家と喜藤二にとって痛恨の出来事であり、この痛手は大きかった。このことに関する史料も多い。小貫家では邸内に学者で政治家の男爵末松謙澄氏の撰文による立派な記念碑をたて、今でも残っている。小貫家では跡継ぎを失い、海軍兵学校に学び海軍少尉となっていた次男木平を跡継ぎと定め、木平の後継者には信栄の子信安を養子として危機を乗り切った。この小貫木平が大正から昭和にかけて逆川村長となったが、前述した①のその2の史料が彼に関する文書である。

次に小貫家の家計について見てみる。小貫家は、江戸時代からの大きな農家で、一時期は数十町歩ほどの田畑を保有したこともあり、明治に至っても村内有数の土地所有者であったと思われるが、それを具体的に数字で示すことはできず、今後の史料の精査の必要がある。幸い明治40年と43年分の小貫家々政費収支予算が喜藤二によって作成されている。40年分を簡略化したのが表-2である。史料には詳細な説明が付されているので、これを基に見てみたい。収入は合計2586円余、支出は2499円余で黒字になるように組んである。収入の内農業収入が937円余で、内自作収入が140円あり大部分は葉煙草賠償金、小作収入が797円で田畑の小作料であることから、小貫家の農業経営の大部分は小作収入に依っており、自作分は葉煙草耕作のみである。また自作の労働力は使用人3人を雇って経営していた。次の収入は貸金利子収入200円あり、利子は1割程度である。次に山林収入914円がある。所有山林や部分林を炭木や木材として販売する収入である。外に長男の日露戦争戦死による遺族扶助料も含まれている。

支出予算では、農林費431円は3人の雇い人給料、種苗や肥料購入費および家庭生活を営む被服費、味噌、酒、雑費などの需用費である。ちなみにこのときの家族は10名。次に建築及び修繕費75円で主に木小屋の建築と家屋の修繕である。教育費は802円であり、最大の支出を見込んでいる。前に述べた子供達がこのとき最も教育費の高む時にあたり、東京に3人、中学校に1人を在学させていた。彼らの授業料や下宿代、上級学校へ受験代など大変な出費である。その他諸税負担や雑費などがあり、積立金も500円を見ていた。収支全体を大まかにいえば収入では小作料などの農業収入と山林収入が半々で賄っており、支出では最大が教育費であったといえる。

5 小貫家文書の公開

今回の目録集は小貫家文書のうち明治時代の主に喜藤二氏関係の史料であるが、既に寄託されている江戸時代の名主文書と昭和時代の小貫木平氏関係文書をあわせてみると、小貫家の史料が江戸時代から明治・大正・昭和時代とつながることになり、一つの家でこれだけの関連文書が一括保存され、また利用に供されることとなるのは希有のことである。これも小貫家が代々文書を大切に保存してきたことによるものであり、また現当主の小貫敏尾氏の理解と好意により公開されるに至ったのである。

表-1

小貫敏尾家文書の目録整理状況

記号・番号	備	考
1～ 1882	①	既印刷目録
11～ 11620		
101～ 101812		
1011～ 1011204		
ニ1～ ニ 475	②	手書き目録
ホ1～ ホ 756		
ハ1～ ハ 545		
A1～ A11083	②	今回の印刷目録
合計目録点数	18,377点	

表-2

明治40年小貫家々政費収支予算

収 入		予算(円)
科 目		
第1款 農業収入		937.280
1自作収入		140.000
2小作収入		797.280
第2款 貸金収入		200.000
第3款 山林収入		914.000
第4款 扶助料		225.000
第5款 雑収入		310.444
合 計		2586.724
支 出		予算(円)
科 目		
第1款 農林費		431.130
第1項 雇人給		71.000
第2項 種苗費		15.000
第3項 肥料購入費		54.200
第4項 需用費		290.930
第2款 建築及修繕費		75.600
第1項 建築費		43.600
第2項 修繕費		32.000
第3款 教育費		802.390
第4款 諸税負担		431.219
第1項 地租		137.940
第2項 県税		47.210
第3項 村税		37.540
第4項 所得税		196.300
第5項 雑税		12.229
第5款 雑費		200.000
第6款 積立金		500.000
第7款 返償金		59.419
合 計		2499.758